

厚生労働省発薬生 0220 第 76 号
令和 2 年 2 月 20 日

薬事・食品衛生審議会会長
橋田 充 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

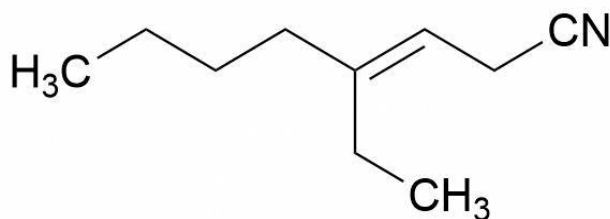
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

4-エチルオクター-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について

4-エチルオクタ-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく劇物からの除外について



$C_{10}H_{17}N$

CAS No. : 29127-85-3

名称 (英語名) 4-Ethyl-octa-3-enitrile
(日本語名) 4-エチルオクタ-3-エンニトリル

経緯

上記化学物質は、現在、毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）第2条第1項第32号の有機シアン化合物及びこれを含有する製剤に該当し、劇物となるものである。今般、事業者より原体の毒性データが提出され、劇性を持たないものであることが判明したことにより、劇物から除外するものである。

物理的・化学的性質

別添1を参照

毒性

別添2を参照

事務局案

4-エチルオクタ-3-エンニトリル及びこれを含有する製剤を、「劇物」から除外することが適当である。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英語名) 4-Ethyl-octa-3-enenitrile (日本語名) 4-エチルオクター3-エンニトリル
CAS 番号	29127-85-3
化学式	C ₁₀ H ₁₇ N
分子量	151.25
物理化学的性状	
外観	無色の液体
沸点	—
融点	—
密度	—
相対蒸気密度	—
蒸気圧	<1,000 Pa (50°C) (計算値)
溶解性	水 : 0.0666 g/L (OECD TG 105)
引火性及び発火性	—
安定性・反応性	常温で安定、通常使用で反応性はない。
換算係数	—
国連(UN)番号	—
国連危険物輸送分類	—
EC / Index 番号	—
EU GHS 分類	—
その他	HS コード : 2904.20-00900

【別添2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : 1,000 mg/kg	OECD TG 423 GLP 準拠
急性経皮毒性	ラット	LD ₅₀ : >2,000 mg/kg	OECD TG 402 GLP 準拠
急性吸入毒性 (ミスト)	ラット	LC ₅₀ : >5.34 mg/L/4hr	OECD TG 436 GLP 準拠
皮膚刺激性	<i>in vitro</i> 再構築ヒト表皮 RhE 法 EpiDerm™ SIT (EPI-200)	刺激性	OECD TG 439 GLP 準拠
皮膚腐食性	<i>in vitro</i> 再生ヒト表皮 RhE 法 EpiDerm™ SCT (EPI-200)	非腐食性	OECD TG 431 GLP 準拠
眼刺激性	<i>in vitro</i> ウシ摘出角膜 BCOP 法	非刺激性	OECD TG 437 GLP 準拠
	<i>in vitro</i> 再構築ヒト角膜様上皮 RhCE法 EpiOcular™ EIT (OCL-200)	非刺激性	OECD TG 492 GLP 準拠